

教 職 第 1 4 6 7 号
令和6年3月29日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立学校長
各県立学校長
関係各課（所・館）長

} 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

「学校職員の通勤手当の運用について」の一部改正について（通知）

「学校職員の通勤手当の運用について」（昭和48年4月16日教学二第15号）の一部を下記のとおり改正したので、令和6年4月1日以降は、これによってください。

記

「学校職員の通勤手当の運用について」の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
第2条関係～第12条の5関係（略）	第2条関係～第12条の5関係（略）
第14条関係 <u>「通勤の実情を実地に調査する等の方法」には、デジタル技術を用いて調査する方法を含むものとする。</u>	<u>（新設）</u>

改 正 後	現 行
第 1 5 条関係 (略)	第 1 5 条関係 (略)
別紙 (略)	別紙 (略)

備考 傍線部分は、改正部分